

## 福岡市資源物回収協定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市と優良な資源物回収事業者が協定を締結し、両者が連携を図ることにより資源物の再生利用を促進し、もって循環型社会の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源物 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第3号に規定する「循環資源」をいう。
- (2) 古紙 使用後再生利用する目的で回収された紙又は板紙のうち産業廃棄物以外のものであって、次号に規定する機密書類以外の紙又は板紙をいう。
- (3) 機密書類 使用後再生利用する目的で回収された紙又は板紙のうち産業廃棄物以外のものであって、個人情報・社外秘情報等、排出者にとって機密性の高い情報が記載されている紙又は板紙をいう。
- (4) 古紙の再生 古紙を再び製品の原材料とするため、古紙の圧縮及び梱包を自ら行う行為をいう。
- (5) 機密書類の再生 機密書類を再び製品の原材料とするため、機密書類の圧縮及び梱包を行う前に、機密書類の機密情報を抹消するために行う破砕、裁断、溶解等の処理を自ら行う行為をいう。

### (協定)

第3条 次条に定める協定参加資格を有する者が第5条に定める協定締結基準に適合するときは、市長と「福岡市資源物回収協定」（以下「協定」という。）を締結することができる。

### (協定参加資格)

第4条 前条に規定する協定参加資格は、次の各号に定める。

- (1) 取り扱う資源物の種類が古紙又は機密書類であること。
- (2) 事業内容が再生業又は収集運搬業（再生目的の場合に限る。）であること。
- (3) 事務所（事務的な業務の運営を司る場所をいう。）又は事業場（再生業又は収集運搬業を行う本拠となる場所をいう。以下同じ。）が福岡市内にあること（事業場が市外にある場合は、近距離旅行の範囲内（福岡市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年福岡市規則第9号）別表第2に掲げる市町村の区域内をいう。）にある場合に限る。）。
- (4) 福岡市内での古紙又は機密書類の再生業若しくは収集運搬業（再生目的の場合に限る。）の経験年数が3年以上あること。
- (5) 廃棄物処理法その他関係法令を遵守していること。

(6) 市税に係る徴収金に滞納がないこと。

(協定締結基準)

第5条 事業内容が再生業の場合の第3条に規定する協定締結基準は、次の各号に定める。

- (1) 資源物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること
- (2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた資源物の再生に適する施設を有すること
- (3) 資源物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること
- (4) 次の各号のいずれかを直接経由した再生ルートが確立されていること
  - ア 国内の製紙工場
  - イ その他再生利用されることが確実にであると市長が認めたルート

2 事業内容が収集運搬業の場合の第3条に規定する協定締結基準は、次の各号に定める。

- (1) 資源物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること
- (2) 積替施設を有する場合には、資源物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること
- (3) 次の各号のいずれかを直接経由した再生ルートが確立されていること
  - ア 市長と協定を締結した者（以下「協定参加事業者」という。）のうち再生業を営んでいる者
  - イ 登録廃棄物再生事業者（廃棄物処理法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者をいう。）
  - ウ 国内の製紙工場
  - エ その他再生利用されることが確実にであると市長が認めたルート

(暴力団等関与に関する欠格事由)

第6条 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条に基づき、市長と協定を締結しようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、第3条の規定に関わらず、市長と協定を締結することができない。

- (1) 役員等（申請者が個人である場合はその者を、申請者が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時協定を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。以下同じ。）が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員とみなされる場合を含む。以下「暴力団員等」という。）であるとき
- (2) 暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき
- (3) 暴力団員等の親族等が役員等を務めているが、実質的には当該暴力団員等がその運営を支配していると認められるとき
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているとき
- (5) 暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているとき

- (6) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益や便宜を供与していると認められるとき
- (7) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有していると認められるとき

(申請)

第7条 申請者は、福岡市資源物回収協定参加申請書(様式第1号)に必要な事項を記載し、市長が別に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請内容を審査するとともに、必要に応じて申請に係る事業場その他関係箇所に立ち入り、申請内容の確認をすることができる。

(申請の受付期間)

第8条 市長は、毎年度、前条に規定する申請の受付期間を定め、福岡市ホームページ等により周知を図らなければならない。

- 2 協定参加申請を希望する者は、前項の受付期間内に申請をしなければならない。

(協定の締結)

第9条 市長は、審査の結果、申請者が第4条に定める協定参加資格を有し、かつ、第5条に定める協定締結基準に適合すると認められる場合は、別に定める協定書のひな形により申請者と協定を締結するものとする。ただし、第6条に該当する場合はこの限りでない。

(協定の不締結)

第10条 市長は、審査の結果、申請者と協定を締結することができないと認められる場合は、申請者に対し、協定不締結通知書(様式第2号)をすみやかに通知しなければならない。

(福岡市資源物回収協定参加事業者証明書)

第11条 市長は、協定締結後、協定参加事業者に対し、福岡市資源物回収協定参加事業者証明書(様式第3号)を1部交付しなければならない。

(名称使用权)

第12条 協定参加事業者は、協定の有効期間中、福岡市資源物回収協定参加事業者という名称を使用することができる。

- 2 協定参加事業者は、前項の名称を使用するときは、協定で定めた取り扱う資源物の種類を明示して使用しなければならない。

(変更の届出)

第13条 協定参加事業者は、第7条の規定により申請した事項について変更が生じた場合、市長が別に定める書式により、市長に届け出なければならない。

(協定の更新)

第14条 協定参加事業者が協定の更新を希望する場合、協定の有効期間満了前に、福岡市資源物回収協定更新申請書(様式第4号)に市長が別に定める関係書類を添えて、

市長に申請しなければならない。

(協定の解除)

第15条 市長は、協定参加事業者が協定について重大な違反を行った場合、この協定を解除することができる。

2 協定を解除しようとする協定参加事業者は、市長が別に定める書式により市長に届け出なければならない。

(市の責務)

第16条 市長は、この要綱に基づき制度及び協定参加事業者の周知を図るよう努めなければならない。

(協定参加事業者の責務)

第17条 協定参加事業者は、協定書で定めた事業を適正に執行しなければならない。

2 協定参加事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物処理法その他関係法令を遵守しなければならない。

(回収実績の報告)

第18条 協定参加事業者は、毎年度、前年度の回収実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の報告の書式については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。